# 第3節■地域における科学技術の振興

産業の空洞化への懸念が増大している中で、地域産業の活性化や地域住民の生活の質の向上などを図るため、地域における科学技術振興の必要性が増している。

第１期科学技術基本計画において、地域における科学技術の振興は、重要事項として位置付けられ、平成７年12月に内閣総理大臣決定された「地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針」に基づき、地域における産学官等の連携・交流等を促進することとされている。このように地域における科学技術振興の重要性が高まる中、都道府県においても科学技術振興策を審議する審議会等を設置するとともに、独自の科学技術政策大綱や指針等を策定するなど科学技術振興への積極的な取組がなされている（第3-3-11表、第3-3-12表）。

第3-3-11表 ▶ 地方公共団体における科学技術審議会等の設置状況

| 都道府県・政令指定都市名 | 科学技術審議会等名称 | 設置時期 |
|---|---|---|
| 北海道 | 北海道科学技術審議会 | 昭和27年9月 |
| 青森県 | 青森県産業科学技術会議→青森県研究開発協議会 | 平成9年12月→平成11年6月 |
| 秋田県 | あきた総合科学技術会議 | 平成14年8月 |
| 岩手県 | 岩手県科学技術振興推進会議 | 平成元年4月 |
| 宮城県 | 宮城県科学技術振興指針策定委員会 | 平成10年７月～平成11年3月 |
| 山形県 | 山形県科学技術会議 | 平成11年４月 |
| 福島県 | 福島県科学技術推進会議 | 平成９年５月 |
| 茨城県 | 茨城県科学技術振興会議 | 平成15年９月 |
| 栃木県 | 栃木県科学技術振興会議 | 平成11年７月 |
| 埼玉県 | 埼玉県科学技術会議 | 平成７年１月 |
| 千葉県 | 千葉県科学会議 | 平成６年11月 |
| 神奈川県 | 神奈川県科学技術会議 | 昭和63年６月 |
| 新潟県 | 新潟県科学技術会議 | 平成10年４月 |
| 富山県 | 富山県科学技術会議 | 昭和58年11月 |
| 石川県 | 石川県産業革新戦略会議（石川県産業科学技術会議を継承） | 平成15年11月継承 |
| 福井県 | 福井県科学技術振興会議→福井県産力戦略本部 | 平成10年４月～平成16年3月，平成16年5月 |
| 山梨県 | 山梨県科学技術会議 | 平成３年９月 |
| 岐阜県 | 岐阜県科学技術振興会議 | 平成８年７月 |
| 愛知県 | 愛知県科学技術会議 | 平成12年２月 |
| 三重県 | みえサイエンス・アカデミー代表者会議 | 平成13年４月 |
| 滋賀県 | 滋賀県科学技術振興会議 | 平成15年４月 |
| 京都府 | 京都府科学技術審議会 | 昭和36年９月 |
| 大阪府 | 大阪府科学技術懇話会 | 昭和61年12月 |
| 兵庫県 | 兵庫県科学技術会議 | 平成12年４月 |
| 和歌山県 | 和歌山県科学技術戦略会議 | 平成16年9月 |
| 鳥取県 | 鳥取県科学技術振興会議 | 平成11年３月 |
| 島根県 | 島根科学技術振興会議 | 平成10年10月 |
| 広島県 | 広島県科学技術振興会議 | 平成4年５月～平成6年３月 |
| 山口県 | 山口県科学技術振興会議 | 平成３年５月 |
| 香川県 | 香川県科学技術会議 | 平成９年８月 |
| 愛媛県 | 愛媛県科学技術振興会議 | 平成13年７月 |
| 徳島県 | 徳島県科学技術振興ビジョン策定懇話会 | 平成10年6月～平成11年3月 |
| 高知県 | 高知県科学技術振興会議 | 平成９年６月 |
| 佐賀県 | 佐賀県科学技術会議 | 平成８年２月 |
| 長崎県 | 長崎県科学技術振興会議 | 平成10年10月 |
| 熊本県 | 熊本県科学技術会議 | 平成11年９月 |
| 宮崎県 | 宮崎県科学技術会議 | 平成13年８月 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県科学技術振興推進会議 | 平成15年４月 |
| 沖縄県 | 沖縄県学術振興協議会 | 平成７年１月 |
| 川崎市 | 川崎市イノベーション推進会議 | 平成15年８月 |
| 横浜市 | 横浜市産学連携推進会議 | 平成11年10月～平成15年3月 |
| 京都市 | 京都市産業科学技術振興計画策定委員会 | 平成17年８月 |
| 大阪市 | 大阪市産業科学技術振興計画推進会議 | 平成12年５月 |
| 広島市 | 広島市科学技術顧問会議 | 平成15年10月 |
| 北九州市 | 北九州市科学技術振興会議 | 平成14年11月～平成16年3月 |
| 福岡市 | 福岡市科学技術振興ビジョンアドバイザー会議 | 平成13年9月～14年6月 |

## 第3-3-12表 ▶ 地方公共団体における科学技術振興指針等の策定状況

| 都道府県・政令指定都市名 | 科学技術振興指針等 | 策定時期 |
|---|---|---|
| 北海道 | 北海道科学技術振興指針 | 平成12年３月 |
| 青森県 | 青森県産業科学技術振興指針 | 平成10年12月 |
| 秋田県 | 秋田県科学技術基本構想 | 平成12年６月 |
| 岩手県 | 岩手県科学技術振興推進指針（新・岩手県科学技術振興指針） | 平成２年５月（平成12年11月改定） |
| 宮城県 | 宮城県科学技術振興指針 | 平成11年３月 |
| 山形県 | 山形県科学技術政策大綱→やまがた科学技術政策大綱 | 平成10年11月→平成18年３月 |
| 福島県 | 福島県科学技術政策大綱 | 平成14年３月 |
| 茨城県 | 茨城県科学技術政策大綱→茨城県科学技術振興指針 | 平成6年３月→平成17年３月 |
| 栃木県 | 栃木県科学技術振興指針 | 平成10年12月 |
| 群馬県 | 群馬県科学技術振興指針 | 平成11年３月 |
| 埼玉県 | 埼玉県科学技術基本計画 | 平成10年２月（平成19年３月改定予定） |
| 千葉県 | 千葉県科学政策大綱 | 平成８年２月 |
| 東京都 | 東京都産業科学技術振興指針 | 平成16年２月 |
| 神奈川県 | 神奈川県科学技術政策大綱 | 平成２年５月（平成14年３月改定） |
| 新潟県 | 新潟県科学技術大綱 | 平成10年３月 |
| 富山県 | 富山県科学技術プラン（新富山県科学技術プラン） | 平成３年10月（平成13年３月改定） |
| 石川県 | 石川県産業科学技術振興指針 | 平成11年２月 |
| 福井県 | 福井県科学技術振興指針 | 平成10年１月 |
| 山梨県 | 山梨県科学技術政策大綱（科学技術振興やまなしプラン） | 平成４年３月（平成11年３月改定） |
| 長野県 | 長野県科学技術産業振興指針 | 平成12年４月 |
| 岐阜県 | 岐阜県科学技術基本戦略 | 平成９年３月（平成14年３月改定） |
| 静岡県 | 静岡県科学技術振興ビジョン | 平成12年２月 |
| 愛知県 | 愛知県科学技術推進大綱 | 平成11年３月 |
| 三重県 | 三重県科学技術振興ビジョン | 平成11年７月 |
| 滋賀県 | 滋賀県科学技術政策大綱 | 平成7年３月（平成16年10月改定） |
| 京都府 | 京都産業技術振興構想 | 平成７年２月 |
| 大阪府 | 大阪府研究開発大綱→大阪府産業科学技術振興指針→大阪都市圏における科学技術推進戦略（案） | 昭和63年３月→平成10年３月改定→平成18年３月 |
| 兵庫県 | 兵庫県科学技術政策大綱（新・兵庫県科学技術政策大綱） | 平成３年３月（平成10年３月改定） |
| 奈良県 | 奈良県科学技術振興指針 | 平成15年３月 |
| 和歌山県 | 和歌山県科学技術振興ビジョン | 平成12年３月 |
| 鳥取県 | 鳥取県における科学技術振興に関する検討報告 | 平成10年３月 |
| 島根県 | 島根県科学技術振興指針 | 平成11年３月 |
| 岡山県 | 岡山県科学技術振興指針 | 平成10年３月 |
| 広島県 | 広島県における科学技術振興の基本方向 | 平成５年11月 |
| 山口県 | 山口県科学技術振興指針 | 平成６年３月 |
| 徳島県 | 徳島県科学技術振興ビジョン | 平成11年３月 |
| 香川県 | 香川県科学技術振興ビジョン | 平成９年３月（平成13年３月改定） |
| 愛媛県 | 愛媛県科学技術振興指針 | 平成13年３月 |
| 高知県 | 高知県科学技術振興指針 | 平成10年３月 |
| 福岡県 | 科学技術立県ふくおか創造指針 | 平成11年３月 |
| 佐賀県 | 佐賀県科学技術振興ビジョン | 平成９年３月 |
| 長崎県 | 長崎県科学技術振興ビジョン | 平成10年６月 |
| 熊本県 | 熊本県科学技術振興指針 | 平成11年５月（平成16年3月改定） |
| 大分県 | 大分県科学技術振興指針 | 平成15年３月 |
| 宮崎県 | 宮崎県産業科学技術振興指針 | 平成13年３月 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県科学技術振興指針 | 平成15年３月 |
| 沖縄県 | 沖縄県科学技術振興大綱→沖縄県科学技術振興指針 | 平成12年２月→平成17年８月 |
| 札幌市 | 札幌市科学技術振興ビジョン | 平成16年６月 |
| 川崎市 | 川崎市科学技術振興指針 | 平成17年３月 |
| 横浜市 | 横浜市科学技術振興指針 | 平成11年８月 |
| 京都市 | 京都市スーパーテクノシティ構想→京都市産業科学技術振興計画 | 平成14年３月→平成18年６月予定 |
| 大阪市 | 大阪市産業科学技術振興計画 | 平成12年３月 |
| 広島市 | 広島市科学技術政策大綱 | 平成15年６月 |
| 北九州市 | 北九州市科学技術振興指針 | 平成15年８月 |
| 福岡市 | 福岡市科学技術振興ビジョン | 平成14年６月 |

第２期科学技術基本計画では、地域のイニシアティブの下での知的クラスター形成を、効果的・効率的に実現するため、国は、共同研究を含む研究開発活動の推進、人材の育成・確保、技術移転機能等の充実を図るものとしており、文部科学省では平成14年度より「知的クラスター創成事業」を実施している。

ここでは、国が実施している地域における科学技術振興を支援する諸施策を中心に概観する。

## 1 「知的クラスター」、「産業クラスター」の形成を目指して

### (1) 知的クラスターの形成に向けた取組

「知的クラスター」とは、地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システムであり、具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核を成す公的研究機関等の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とこれに伴う新産業創出が起こるシステムである。

文部科学省では、平成14年度から「知的クラスター創成事業」を実施しており、平成17年度は、全国18地域において事業を実施している。具体的には、事業の司令塔となる「知的クラスター本部」の設置、科学技術コーディネータ（「目利き」）の配置や「弁理士」等のアドバイザーの活用、大学の共同研究センター等における企業ニーズを踏まえた、新技術シーズを生み出す産学官連携共同研究の実施等を行っている（第3-3-13図）。なお、平成17年度においては、経済産業省の産業クラスター計画との更なる連携強化を図っているほか、地域科学技術人材の育成支援を行っている。また、初年度開始地域に対する中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえた事業計画の見直しや予算配賦をしている。

また、個性発揮を重視して都道府県等（政令指定都市を含む。）の都市エリアに着目し、大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す「都市エリア産学官連携促進事業」を平成14年度から実施しており、平成17年度までにのべ50地域で実施している。なお、平成17年度より、事業終了地域のうち、特に優れた成果を上げた５地域について「発展型」（モデル事業）として事業を展開している。

第3-3-13図 ▶ 知的クラスター創成事業　実施地域

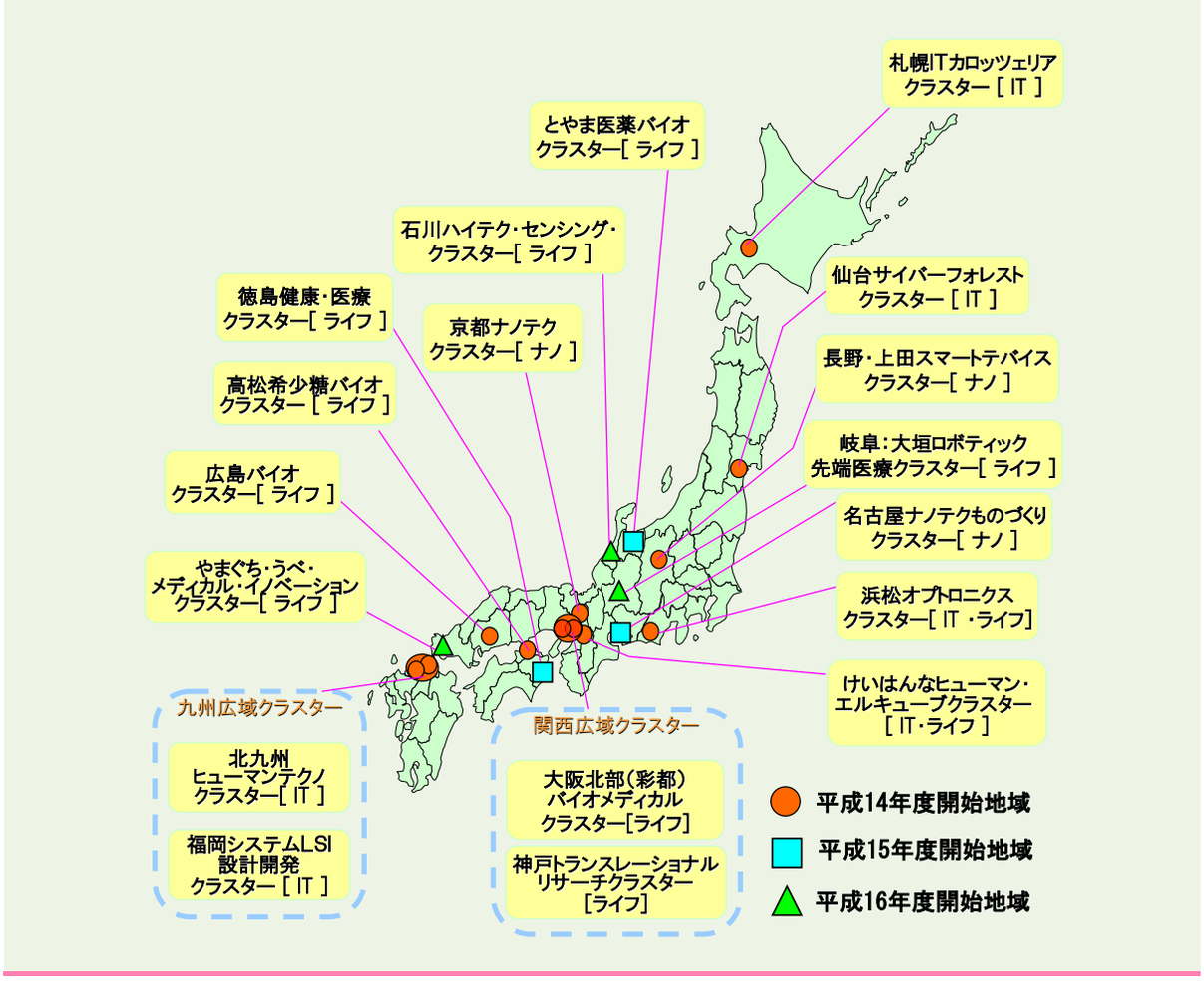


## (2) 産業クラスターの形成に向けた取組

「産業クラスター」とは、大学等の公的研究機関と周辺企業との間の技術革新に加え、より広域的に大学等と企業の間や企業同士の連携を図ることにより、新たな事業活動が生み出される産業集積をいう。

経済産業省では、「産業クラスター計画」として、各地域経済産業局自らが結節点となって、世界市場を目指す地域の企業や大学などから成る産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指している。具体的には、地方自治体の協力も得て、当面、全国19のプロジェクトで、約6,100社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約250の大学を含む産学官の広域的な人的ネットワークを形成し、産学官の間で流通する情報の質・量を格段に高め、技術・経営情報・販路等の経営資源を補完するとともに、地域の特性を活かした技術開発の支援、新事業支援施設の整備等インキュベーション機能の強化を実施している。

地域における実用化技術開発の支援や新事業支援施設の整備は、産業の活力を高め、新事業を生み出し、中長期的に生産と雇用を創出することにより、産業構造改革を進め経済を活性化する効果を有する。地域における実用化技術開発支援を中心に、産業クラスター計画に関連する施策が抜本的に強化されており、平成17年度予算額480億円の予算が確保されている。これまでに、

プロジェクトごとに推進組織が立ち上がり、産学官のネットワーク形成とともに、実用化技術開発の取組が進んでいる（第3-3-14図）。また、推進組織のほか、特定の地域・分野における人的ネットワーク形成によって新事業創出を支援する機関（拠点機関）に対する助成を行うとともに、各種のクラスター活動を総合的にコーディネートするクラスター・マネージャーの配置等を行っている。

第3-3-14図 ▶ 産業クラスター計画　19プロジェクト

## (3) 知的クラスター創成事業と産業クラスター計画をはじめとした関係府省の連携

文部科学省は、地域における大学、公的研究機関等を中心とした創造的な基礎的研究分野における産学官共同研究等を推進し、新技術シーズの創出を図ることとしており、経済産業省は、企業を中心とした実用化技術開発など産学官連携事業等を推進し、新規事業分野の開拓、新規創業、新製品の創出を図ることとしている。

両省は、協力して地域における産学官連携体制の整備の促進や、事業を通じた、新技術シーズの提供、マーケットニーズのフィードバックを行うなど、地域経済の再生、我が国経済の活性化を目指している。具体的には、各地域において文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」や両省の事業の成果に関する合同成果発表会を実施しているほか、平成16年度に引き続き、各地域における両省の事業の成果を集約した全国規模の成果発表会や、17年度より新たに日本経済新聞社を主催者に加えて、全国及び各地域においてクラスター政策の推進方策について討論する「地域クラスターセミナー」「全国知的・産業クラスターフォーラム」を開催した。両省のみならず関係府省間においても、総合科学技術会議の「連携施策群」や「地域科学技術に係る関係府省連絡会議」「地域科学技術に係る地域ブロック協議会」を

通じて、関係府省と密接な連携が図られてきているほか、平成17年度においては、文部科学省及び徳島県主催の下、関係府省の共催により国と地域が基本計画への反映を目的とした意見交換を行うなど、連携の強化が高まってきている。

## 2 様々な地域科学技術振興施策

地域における科学技術の振興を図るため、関係府省で様々な施策等が講じられている（第3-3-15表）。以下、その主なものを紹介する。

第3-3-15表 ▶ 地域科学技術の振興に関する主要な施策

| 府省名､関係機関名 | 事　　項 | 施　策　の　概　要 |
|---|---|---|
| 総務省 | 地域提案型研究開発制度 | 地域のニーズに応じた研究開発課題を地域の産学官の研究共同体に公募し委託研究を実施する。 |
| 文部科学省<br>科学技術･学術政策局 | 知的クラスター創成事業 | 地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指す。 |
| | 都市エリア産学官連携促進事業 | 地域の主体性の下、大学等の「知恵」を活用して、新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を図るとともに、自律的かつ継続的な産学官連携基盤の構築を目指す。 |
| | 地域先導科学技術基盤施設整備事業 | 地方公共団体が行う、地域の特性やポテンシャルを活用した先導的研究に資する基盤施設の整備事業に対して支援する。（平成17年度をもって終了） |
| | 先導的研究等の推進（科学技術振興調整費） | 当該地域の特性を活かしつつ、かつ、科学技術の複数の分野に係る境界的又は融合的な研究開発を行う必要がある領域を対象とした研究開発を先導的に実施する。 |
| | 地域結集型共同研究事業（独立行政法人科学技術振興機構事業） | 国が定めた重点研究領域の中から、地域が目指す特定の研究開発目標に向けて、研究ポテンシャルを有する地域の大学、国公立試験研究機関、研究開発型企業等が結集して共同研究を行うことにより、新技術・新産業の創出に資することを目指す。 |
| | 地域研究開発促進拠点支援(RSP)事業（独立行政法人科学技術振興機構事業） | 都道府県が地域のコーディネート活動の拠点整備するに当たり、科学技術振興機構が科学技術コーディネータを委嘱し、その活動を支援するもので、大学等の研究成果を育成し、新技術・新産業の創出を促進する。（平成１７年度をもって終了） |
| | 重点地域研究開発推進事業（独立行政法人科学技術振興機構事業） | 研究成果活用プラザ（全国８か所）及びＪＳＴサテライト（４か所）において、地域の独創的な研究成果を活用して、産学官の交流、産学官による研究成果の育成等を推進し、大学、国研等の研究者と地域の連携を図り、技術革新による新規事業創出を目指す。 |
| 農林水産省<br>農林水産技術会議事務局 | 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 | 地域における生産現場に由来する技術シーズの活用又は地域ニーズへの対応を図るもので現場への早期普及が見込まれる研究開発を提案公募により推進する。 |
| 経済産業省 | 地域新生コンソーシアム研究開発事業<br>地域新規産業創造技術開発費補助事業 | 大学等の技術シーズや知見を活用した産学官共同研究体制（コンソーシアム）による研究開発を実施<br>中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い技術開発を支援 |
| 環境省<br>総合環境政策局 | 公害防止等試験研究費（地域密着型環境研究） | 地域におけるニーズが高く、地域環境の特性に応じた検討が必要な研究課題について、国立試験研究機関及び独立行政法人試験研究機関と公設試験研究機関の共同研究を実施する。 |
| | 環境技術開発等推進費（地域の独自性・特性を活かした研究開発課題枠） | 地域における研究開発を重点的に推進することにより、先進的な環境技術の具体的な開発・普及や地域環境ビジネスの振興を図るため、地域の独自性・特性を活かした研究開発課題を実施する。 |

### (1) 研究制度等

地域のニーズや特性を活かした基礎的・先導的研究開発を展開するため、産学官の連携・交流

を促進することが重要であることから、多様な研究制度を整備するとともに、研究開発のコーディネート機能を強化する必要がある。そのため、各府省において次の研究制度等を実施している。

**①総務省**

戦略的情報通信研究開発推進制度のうち地域情報通信技術振興型研究開発において、情報通信分野に関して、地域に根ざした新規産業の創出、地場産業の振興や地域社会の活性化等に貢献する研究開発を行う中小・中堅企業と大学等との共同研究を推進している。

また、情報通信研究機構では、高齢者の自立・社会参加を支援するため、地方公共団体等の協力を得て、福祉分野において求められる高度な機能を持つ情報通信システムを実現するための研究開発等を実施している。

**②文部科学省**

地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を集中的に取り扱う産学官の共同研究事業として、大学等の基礎的研究により創出された技術シーズを基にした試作品の開発等、新技術・新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する「地域結集型共同研究事業」を実施している。

**③農林水産省**

農業生産の現場に直結する技術開発を推進するため、現地実証ほ場を設置した大規模かつ総合的な研究を行う地域基幹農業技術体系化促進研究を実施した。

また、地域のイニシアティブの下で、現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、平成14年度から提案公募型の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を実施している。

**④経済産業省**

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で、実用化に向けた高度な研究開発を実施している。また、地域の中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業のためのリスクの高い技術開発を支援する事業を実施している。

**⑤国土交通省**

安全・安心な社会の実現、環境問題への対応、国際競争力の強化などに資する各種研究開発について産学官の連携促進と研究成果の一層の活用を図るため、地方における産学官の関係者と国土交通省及び関連の研究機関が一堂に会し、国土交通省の先進的な研究成果、知的財産等を紹介するとともに、直接対話を行う場として、第３回国土交通先端技術フォーラムを平成18年２月に福岡で開催し、441名が出席した。

**⑥環境省**

地域においてニーズが高く、地域環境の特性に応じた検討が必要な研究課題について、国立試験研究機関及び独立行政法人試験研究機関と公設試験研究機関との共同研究を行う地域密着型環境研究を実施している。また、地域における研究開発を重点的に推進することにより、先進的な

環境技術の具体的な開発・普及や地域環境ビジネスの振興を図るため、地域の独自性・特性を活かした研究開発課題を実施している。

### (2) 研究成果活用プラザにおける技術移転の推進等（重点地域研究開発推進事業）

科学技術振興機構では、研究成果活用プラザ（全国８か所）及びJSTサテライト（４か所）において、地域の独創的な研究成果を活用して、産学官の交流、産学官による研究成果の育成を推進し、大学、国公立試験研究機関等の研究者と地域の連携を図り、技術革新による新規事業創出を目指している。

### (3) 公設試験研究機関の研究開発・技術支援機関としての活動と機能の強化

地域産学の発展等につながる研究開発、技術支援等について、各府省において公設試験研究開発を対象とした施策が行われている。概要は第3-3-16表のとおりである。

第3-3-16表 ▶ 公設試験研究機関の研究開発・技術支援機関としての活動と機能の強化

| 府省名 | 支援の概要 |
|---|---|
| 総　務　省 | 都道府県の工業技術センター、衛生研究所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場等の公的試験研究機関における研究開発等の活動経費に対し、地方交付税措置を講じている。 |
| 農林水産省 | 次の事業を実施し、都道府県の試験研究に対する支援を行った。<br>都道府県の試験研究機関が国の試験研究の一環として実施する委託事業<br>・品種改良試験<br>・重点課題対応試験 |
| 環　境　省 | ・地方公共団体（都道府県、市）の環境研究所との共同研究の推進により地域の環境の保全、改善に貢献している。<br>・環境調査研修所において地方公共団体職員等に対し、分析関係等の技術の習得を目標に研修を実施している。 |

### (4) 地域間の連携や各種交流

国と地方公共団体、地域間の連携や各種交流を図るため、次の施策等を講じている。

#### ●財団法人全日本地域研究交流協会における研究交流事業等

財団法人全日本地域研究交流協会は、地方公共団体の出えん金拠出により、研究交流をはじめ、地域の科学技術振興を支援することを目的として、平成４年６月に設立されている。先端的研究や基礎的研究に地域が取り組む際の各種研究支援事業や全国規模の研究交流事業が展開されている。

#### ●産業技術連携推進会議

産業技術連携推進会議は、鉱工業技術に関する公設試験研究機関相互及び国立試験研究機関との協力体制を強化し、機関相互の試験研究を効果的に推進し、もって産業技術の向上を図ることを目的として、昭和29年に設置されている。本会議の組織は９技術部会、８地域会議、であり、公設試験研究機関間、国立試験研究機関、公設試験研究機関間の研究協力、研究調整、研究交流及び情報交流等を実施している。

## 3 研究開発機能集積に対する支援

地域の活性化を目的とした産業の振興を図るに当たり、従来は企業誘致及びそれに付随する道路、港湾等の周辺環境のハード面の整備を中心とした政策が採られてきたが、それに加えて、近年、当該地域における研究設備、研究施設等の整備に対する支援措置や研究開発に対する助成等が立法措置等により複合的に講じられている。

## 4 研究開発拠点の整備

現行の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において、産学官の機関のネットワーク化や研究開発投資の重点的な措置により、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の整備を推進するとともに、広域国際交流圏の形成の核ともなる国際的水準の新たな研究開発拠点の整備を図ることとされている。

### (1) 筑波研究学園都市

筑波研究学園都市は、首都圏の均衡ある発展に資するとともに、高水準の試験研究・教育のための拠点を形成し、科学技術の振興と高等教育の充実を図るため、国の施策として建設されたものである。

国の試験研究・教育機関等33機関が立地しているほか、多くの民間研究機関が進出している。

現在、都市機能の一層の充実と、国内外の科学技術振興・新産業創出拠点形成のための諸施策を推進している。

### (2) 関西文化学術研究都市

関西文化学術研究都市（京都府、大阪府、奈良県）は、創造的かつ国際的な文化・学術・研究にまたがった21世紀の新たな展開の拠点づくりを目指すものである。

本都市は昭和62年６月に施行された「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、着実に整備が進められており、平成17年度末現在、本都市の進出機関数は約250に達し、多様な研究活動等が展開されている。

# 第4節■優れた研究者・技術者の養成・確保等

## 1 研究者・技術者の養成と大学等の改革

優れた研究者･技術者等の養成は､科学技術システムの改革において極めて重要な課題であり、その中核を担う大学等においては、創造性・独創性豊かで広い視野を有し実践的能力を備えた研究者や技術者等を養成する機能を強化すべく、その教育研究の質の向上に向けた様々な取組が期待される。